



11月12日～25日は  
「女性に対する暴力をなくす運動」

## 一人で悩まず 相談を DV被害・ストーカー被害



### ● DV防止法・ストーカー規制法 改正

DV（ドメスティック・バイオレンス）やストーカーから殺人事件に発展する痛ましい事件が相次いでいます。それらを受け、来年1月にはDV防止法、今年10月にはストーカー規制法（一部除く）の改正が施行されます。

身近にあるDVの問題に私たちができることはなんですか。11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。女性に対する暴力について、今一度見つめ直してみませんか。

### ● 増える相談件数

内閣府が平成23年度に行った調査によると、結婚したところのある女性（1403人）のうち、配偶者から身体的・精神的・性的暴力のいずれかがあったと答えた人は32・9%で、女性の約3人に1人が配偶者からDV被害を受けている状況です。江別市でも、DVなどに関する相談は市の相談窓口に毎年寄せられています。

また、DVからストーカーに発展するケースも非常に多く、北海道警察に寄せられるDVやストーカーの相談は、今年6月

### ！ 改正のポイント

- 【DV防止法】  
・配偶者だけではなく、同居する交際相手からの暴力も保護対象として拡大
- 【ストーカー規制法】  
・しつこいメールをつきまとい行為に追加  
・加害者の住所地の警察も警告を出せるように拡大 など

現在で前年に比べ362件、43・3%も増加しています（上グラフ）。

### ● 精神的暴力もDV

DVは身体的暴力だけではなく種類はさまざま、「無視する、傷つく言葉を言う」など精神的に相手を思い通りに動かそうとする態度や行動も暴力にあたります。その他にも生活費を渡さないなどの経

済的暴力、避妊に協力しないなどの性的暴力もDVです。

### ● 被害は子どもへ連鎖

暴力はPTSD（心的外傷後ストレス障害）やうつ病、アルコール依存症など、心の健康にも害を与えます。

また、DVのある家庭で育った子どもは、情緒不安定などさまざまな心身の症状が現れたり、トラブルの解決手段に暴力を用いてしまうなど、心身の発達や人格の形成に大きな影響を与えます。

### ● まず相談を

最近では10月にも東京三鷹市で凶悪なストーカー殺人事件が発生しました。あなたとあなたの大切な人

### ◆ DV相談窓口 ◆

健康福祉部子ども家庭課 （母子自立支援員）	☎ 381-1236
北海道立女性相談援助センター （配偶者暴力相談支援センター）	☎ 666-9955
北海道環境生活部くらし安全局 道民生活課（男女平等参画グループ）	☎ 221-6780
石狩振興局保健環境部環境生活課	☎ 232-4760
北海道警察本部相談センター	*☎ 241-9110
江別警察署	☎ 382-0110
民間シェルター（女のスペース・おん）	☎ 219-7011

\* または# 9110（プッシュ回線の電話、公衆電話、携帯電話、PHS）

### ◆ セクハラ相談窓口 ◆

北海道労働局雇用均等室	☎ 709-2715
-------------	------------

### ◆ DV・セクハラ相談窓口 ◆

法テラス札幌（日本司法支援センター札幌地方事務所）	☎ 050-3383-5555
女性の人権ホットライン	☎ 0570-070-810

#### 全国一斉「女性の人権ホットライン強化週間」 11月18日(月)～11月24日(日)

職場におけるセクハラ、DVなどについて、法務局職員や人権擁護委員が相談時間を延長して対応します。無料。秘密厳守。

相談時間 11月18日(月)～22日(金) 8:30～19:00  
11月23日(土)・24日(日) 10:00～17:00

### 平成24年北海道に新設 ◆ 性暴力の相談窓口 ◆

**SACRACH** さくらこ  
050-3786-0799  
月～金 / 13時～20時  
運営/NPO 法人ゆいネット北海道  
（土日祝祭日、12/29～1/3を除く）

### 「女性のための法律相談会」

日常生活の問題や悩みごとなど法律に関してわからないことなどがありましたら、弁護士が相談に応じます。無料。要予約。

日時 11月18日(月)、1月27日(月)  
13:30～15:30  
定員 各日4名（1人30分）  
会場 総合社会福祉センター（錦町14-87）  
申込・詳細 子ども家庭課 ☎ 381-1236

【詳細】政策調整課 ☎ 381-1033

を守るために、まずは相談してみてください。江別市でも窓口を設置しています。身近な人が悩んでいるようであれば、相談窓口を教えてください（左表）。